

議案第 7 2 号

控訴の提起についての市長の専決処分の承認について

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 2 年 4 月 2 1 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、控訴の提起について次のとおり専決処分する。

令和2年 3 月 2 5 日

川崎市長 福 田 紀 彦

控訴の提起について

次のとおり控訴を提起する。

- 1 当 事 者 控 訴 人（第1審被告） 川 崎 市
被控訴人（第1審原告） 幸区在住者（当時小学校6学年の児童）

2 控訴の要旨

横浜地方裁判所川崎支部平成29年（ワ）第1040号損害賠償請求事件の第1審判決は、市立小学校の担任教諭の原告児童に対する対応が、原告児童の人格権を侵害するものとして、被告は国家賠償法に基づく損害賠償責任を負うものとした。

本件の訴訟において、本市は、担任教諭は原告児童と他の児童らの人間関係の改善を図るために適切な指導を行ったとして、損害賠償責任がないことを一貫して主張してきたところであり、これが認められなかった上記判決には承服しがたいことから、控訴するものである。

3 管轄裁判所 東京高等裁判所

4 本件に関する取扱い

本件の訴訟は、弁護士に委任する。

理 由

第1審判決書の正本が令和2年3月24日に送達されたことにより、民事訴訟法第285条の規定による控訴期間内（同日から同年4月7日まで）に、本件控訴を提起する必要があるため

参考資料

1 事件の概要

原告児童の担任教諭は、学級内で原告児童と他の児童らとの間に人間関係のトラブルが見られたことから、原告児童と他の児童らの人間関係を改善させるため、平成28年4月から10月にかけて、原告児童と他の児童らに対して継続的に指導を行ってきたが、原告児童は、同年10月24日以降、修学旅行、卒業式等には参加したものの、平成29年3月まで授業を欠席した。

原告らは、原告児童が登校不能となった原因は、他の児童らが原告児童に対するいじめ行為を繰り返したこと、及び担任教諭がこれを制さずに、これに加担して、平成28年10月21日に他の児童らの前で原告児童に対し謝罪を強要したことによるものであるとして、本市及び他の児童らの保護者10名に対して損害賠償を請求したものである。

2 横浜地方裁判所川崎支部平成29年（ワ）第1040号損害賠償請求事件 平成29年11月24日 訴えの提起

原告 幸区在住者（当時小学校6学年の児童）

幸区在住者（上記児童の保護者）

被告 川崎市 外10名

令和2年3月24日 判決（横浜地方裁判所川崎支部）

令和2年3月24日 判決書正本送達

判決の主文

- (1) 被告川崎市は、原告児童に対し、44万円及びこれに対する平成28年10月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 原告児童の被告川崎市に対するその余の請求及びその余の被告らに対する請求並びに原告保護者の請求をいずれも棄却する。

(3) 訴訟費用は、原告児童に生じた費用の $\frac{5}{5}$ 分の1と被告川崎市に生じた費用の $\frac{1}{5}$ 分の2を被告川崎市の負担とし、原告児童に生じたその余の費用と被告川崎市に生じた費用の $\frac{1}{5}$ 分の8と被告保護者らに生じた費用の $\frac{3}{2}$ 分の2を原告児童の負担とし、その余は原告保護者の負担とする。

(4) この判決は、1項に限り、仮に執行することができる。ただし、被告川崎市が35万円の担保を供するときは、その仮執行を免れることができる。

3 控訴の提起

令和2年3月30日